

I 福祉医療費助成事業(マル福)

【国保・医療指導室】TEL:018-860-1351

子育て家庭の経済的負担を軽減するため、中学生以下の子どもにかかる医療費の一部又は全額を助成します。

- ①対象者…乳幼児及び小中学生
- ②要件…父及び母の所得が所得制限額以下
- ③助成内容…医療機関を受診した際に窓口で支払う自己負担額について助成

※詳しくはお住まいの市町村へお問い合わせください。

J 児童手当・児童扶養手当

【地域・家庭福祉課】TEL:018-860-1344

中学生以下の子どもを養育している方に児童手当を、ひとり親家庭に児童扶養手当(18歳に到達して最初の3月31日までにある児童が対象)を支給します。受給するためには認定請求書の提出が必要です。

※詳しくはお住まいの市町村へお問い合わせください。(公務員の方の児童手当は、勤務先に申請する必要があります。)

K 子育て支援センター 【次世代・女性活躍支援課】TEL:018-860-1553

就学前のお子さんが自由に遊んだり、保護者が相談や交流をすることができる子育て支援センターを各地域に整備しています。他にも、子育てを手伝って欲しい人(依頼会員)と子育てのお手伝いをしたい人(提供会員)が会員となって助け合うファミリー・サポート・センターや、保護者の方が一時的にお子さんの世話ができないときに、児童養護施設等でお預かりするショートステイなど、様々な子育て支援サービスを行っています。



秋田市子ども未来センター

L あきた子育てふれあいカード

【次世代・女性活躍支援課】TEL:018-860-1553

子育て家庭を応援する企業・店舗(協賛店)を利用する際、カードを提示することで、様々なサービスを受けることができます。



あきた子育てふれあいカード

- ①配布対象…中学生以下のお子さんをお持ちのご家族、妊娠中の方
- ②配布場所…お住まいの市町村窓口(母子手帳交付時、転入時など)
- ③協賛店…協賛店の検索やサービス内容の確認は「あきた子育てふれあいカードWebサイト」^(※)から行うことができます。

※平成30年度にWebサイト「いっしょにねっと。」へ統合予定

M 子育てタクシー

【次世代・女性活躍支援課】TEL:018-860-1553

子育てタクシーは、子ども・子育てに関する一定の研修を終了したタクシードライバーが、乳幼児を伴う外出のサポートや、子どもだけの送迎を保護者の代わりに責任を持って行う等のサービスを提供するものです。

- かんがるーコース 乳幼児と保護者が同乗する場合
- ひよこコース 0~15歳までのお子さんだけで乗る場合
- こうのとりコース 事前登録している妊婦さんに陣痛が来た場合
- ふくろうコース 急なトラブル・夜間の移動など



ポイント 通常料金でご利用いただけます。チャイルドシートやジュニアシートが必要な場合は、設置してお迎えにあがります。全ドライバーが子育てタクシー保険に加入しています。玄関からタクシーに乗るまでの間にケガをしてしまった場合にも補償されます。

N 就学支援・奨学金・奨学金返還助成制度

就学支援

【教育庁総務課】 TEL:018-860-5111

私立高等学校の授業料に充てる就学支援金の支給のほか、授業料や入学金について、県独自の軽減補助を実施しています。また、高校生のいる低所得世帯を対象に奨学給付金を給付し、授業料以外の教育費負担の軽減を図っています。

【教育庁 高校教育課】 TEL:018-860-5161

公立高校の授業料については、原則有償ですが所得制限額未満の世帯には就学支援金(授業料相当額の支援)制度があります。就学支援金対象世帯の生徒の授業料は国から支給されるため実質無償となります。また、この支援金は返還の必要はありません。

奨学金の貸与と学生寮の提供

【(公財)秋田県育英会】 TEL:018-860-3552

秋田県育英会では、高校生や大学生等に対する無利子奨学金の貸与のほ

か、首都圏への大学等進学者を対象とした学生寮を提供しています。

詳細は、秋田県育英会Webサイトをご覧くださいか、お電話にてお問い合わせください。

県内就職向け奨学金返還助成制度

【移住・定住促進課】 TEL:018-860-3751

秋田で働く方の奨学金返還を助成します。3年間で最大60万円の助成が受けられます。

- ①民間企業就職者のほぼ全員が対象の「一般分(助成率2/3)」
- ②成長産業5分野に就職する大卒者等が対象の「未来創生分(助成率10/10)」の2種類を用意
- ②募集人員の制限がなく、要件を満たす方は、全て助成対象です。
- ③正規雇用の方に限らず、また、中途退学された方も対象です。
- ④新卒者の方はもちろん、一定の要件を満たす既卒者の方も対象です。

O 子育て世帯への住宅支援 【建築住宅課】TEL:018-860-2561

①県分譲宅地について

①18歳未満の子どもを養育している方(妊娠中の女性を含む)が居住するために県分譲宅地を購入する場合、販売価格から25%割引販売します。

②住宅リフォームについて

①18歳以下の子ども2人以上と同居する世帯が居住する住宅をリフォームする場合、対象工事費の20%(上限40万円)を助成します。

②子育て世帯(18歳以下の子どもと同居)が居住する空き家を購入し、リフォームする場合、対象工事費の30%(上限60万円)を助成します。